記入例・親（扶養手当なし）の場合
被扶養者申告書（認定）、扶養事実申立書Ⅰ及びⅡ

証交付

被扶養者申告書（認定）

〔　一般等　・　短期　・　任意継続　〕

2024.08.
YS06

太枠内に必要事項をすべて記入し、必要書類を添付のうえ、所属所の共済組合事務担当課へ提出してください。
退職後、任意継続組合員となっている方が申請する場合は、共済組合へ直接提出（郵送）してください。

山口県市町村職員共済組合理事長　様 下記の者について、被扶養者の認定を申告します。 記入した事項は事実と相違ありません。 被扶養者の収入の詳細及び他の扶養義務者の状況は別紙「扶養事実申立書」のとおりです。 これらの記入内容に重大な誤りがあったことにより被扶養者資格取消となることが認定後に判明したときは、速やかに取消手続きを行います。		所属機関名	○　○　市
		組合員等記号・番号	△△△－△△△△
		組合員氏名	山　口　共　済
		組合員住所	〒△△△－△△△△ ○○市○○町△丁目△△番
申告日	令和△年△△月△△日	標準報酬月額	△△△,△△△円

被扶養者認定を希望する者（認定対象者）について、詳細を記入または該当項目に○を付してください

認定対象者氏名	ふりがな　やまぐち　ふようはは 山口　扶養母	同時に申告する人数 全1人中1人目	資格確認書の交付希望する □　はい
生年月日等	昭和・平成・令和　△年　△△月　△△日（　△△歳）　男　・　女		
個人番号	△ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △		
組合員との続柄	①配偶者　②子　③養子　④実父母　⑤養父母　⑥孫　⑦祖父母　⑧兄姉　⑨弟妹　⑩配偶者の子　⑪配偶者の親　⑫その他（　　）		
住民票の状況	A.組合員と同一世帯　B.組合員と別世帯	※続柄⑩～⑫の者は、組合員と同一世帯かつ同一住所で同居の場合のみ認定可能	
居住等の実態	C.組合員と同一住所で同居している D.組合員と別居だが、組合員の仕送りにより生計を維持している。（別居住所・仕送り額を記入） （別居住所）〒△△△－△△△△ 福岡県○○市○○町△丁目△△△△番	仕送り月額 10 万円	
現在の職業	なし	直近の健康保険	E.健康保険、共済組合、任意継続に本人加入 F.家族の健康保険等の被扶養者 G.市町村の国民健康保険 H.その他（　　）
年間収入の推計額	120 万円		※E及びFのときは健康保険の資格喪失証明書を添付
被扶養者の要件を備えるに至った日及びその理由	令和△年△△月△△日 令和△年△△月△△日に対象者の配偶者が亡くなり、組合員が扶養しているため		
「扶養事実申立書Ⅰ,Ⅱ」の提出（該当に○）	「Ⅰ」　「Ⅱ」　なし		

令和6年12月2日以降に有効

※共済組合使用欄
11.組合員の資格取得　12.出生
13.婚姻　14.無職・無収入
15.収入の減少　16.失業給付満了
17.同居　19.その他

（家族種別）
大学　短大　無職　パート
専門学校　雇保制限　雇保延長
高専　年金　事業　障害年金
その他（　　）

年　月　日認定

所属所受付印
所属所
受付印

所属所給与事務担当者の証明
上記の者に対する扶養手当の支給　あり　・　なし

証明者
担当者署名

上記及び別紙「扶養事実申立書」の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和△年△△月△△日

職名　○○市長
所属所長
氏名　○　○　○　○

※共済組合文書受付

※任意継続は証明不要

※記入上の注意点を裏面に記載しています。

様式の裏面を必ず御確認ください。

認定対象者である親（扶養母）に、親、組合員以外の子、兄弟がいる場合
※基本の提出書類に加えて、記入した者すべての所得証明書及び住民票の提出が必要

・給与収入は所得証明書に記載の収入額とします。変動がある場合は変動後の見込額がわかる契約書等を提出してください。
・年金、各事業収入等がある場合は、確認書類を添付ください。確認書類及び収入の計算方法は、被扶養者の収入と同様です。

組合員等記号・番	△△△－△△△△	組合員氏名	山口　共済	認定対象者の氏名	山口　扶養妻

1．認定対象者を税法上、扶養にとっている者　A.組合員　B.組合員以外の者　C.扶養にとっている者はいない

2．認定対象者の配偶者の有無及び状況

配偶者がいる	配偶者の氏名等	氏名（　年　月　日生　歳）	認定対象者とは A.実態同居　B.実態別居
	配偶者の加入している健康保険	A.市町村の国民健康保険 B.後期高齢者医療制度 C.その他（　）	入　合計　万円　万円
	認定対象者を扶養できない理由		
いない	理由に○を付し、詳細を記入	A.未婚　B.離婚（　年　月頃） C.死別（令和△年△△月△△日死亡／遺族年金は　あり　なし　） D.その他（	

山口扶養妻の配偶者について記入

C.死別の場合は氏名他、記入不要

3．認定対象者の親・養親の状況

父	氏名	A.実態同居　B.実態別居 C.死別　D.その他	年間収入	万円	万円	万円	万円	万円
	別居のとき・認定対象者への仕送額　万円	認定対象者を扶養できない理由						
母	氏名　福岡　祖母	A.実態同居　B.実態別居 C.死別　D.その他	年間収入	給与　万円	年金　万円　70	農業・事業・不動産　万円	他収入　万円	合計　万円　70
	別居のとき・認定対象者への仕送額　0 万円	認定対象者を扶養できない理由　少額の年金収入のみであり、また、高齢で施設入所をしているため対象者を支えることができない						

山口扶養母の母（組合員からみた祖母）

4．認定対象者の子・養子（生存中の者）の有無及び状況　A.いない　B.いる（下欄に記入）

子1	氏名　東京　共済妹	A.実態同居　B.実態別居	年間収入	給与　万円　200	年金　万円	農業・事業・不動産　万円	他収入　万円	合計　万円　200
	別居のとき・認定対象者への仕送額　0 万円	認定対象者を扶養できない理由　結婚後、遠方で生活しており、生活面、経済面とも支援が困難なため						
子2	氏名　組合員	A.実態同居　B.実態別居	年間収入	給与　万円　600	年金　万円	農業・事業・不動産　万円	他収入　万円	合計　万円
	別居のとき・認定対象者への仕送額　万円	認定対象者を扶養できない理由						
子3	氏名	A.実態同居　B.実態別居	年間	給与	年金	農業・事業・不動産	他収入	合計　万円
	別居のとき・認定対象者への仕送額　万円	認定対象者を扶養できない理由						

山口扶養母の子（組合員からみた兄弟姉妹）

5．その他の扶養義務者（生存中の者）の有無及び状況

組合員からみた認定対象者	認定対象者からみて次の続柄の者	いずれかに○
④実父母　⑤養父母　⑧兄姉 ⑨弟妹　⑫配偶者の親	兄弟姉妹、（同居の）子の配偶者	A.いない
⑥孫　⑦祖父母	兄弟姉妹、（同居の）子の配偶者、父方及び母方の祖父母、孫	B.いる（下欄に記入）
⑬その他※共済組合へ確認のこと		

	氏　名	認定対象者との関係・状況・別居のときの仕送り			年間収入	認定対象者を扶養できない理由
1	大分　共済叔父	続柄　実兄	A.実態同居　B.実態別居	仕送額　0 万円	万円　300	生計を別にしているため
2		続柄	A.実態同居　B.実態別居	仕送額	万円	
3		続柄	A.実態同居　B.実態別居			
4		続柄	A.実態同居　B.実態別居	仕送額　万円	万円	

山口扶養母の兄（組合員からみた叔父叔母）

扶養事実申立書Ⅱ（認定対象者の収入の詳細）

・給与収入、年金収入、農業収入がある場合

組合員等記号・番号	△△△－△△△△	組合員氏　名	山口　花子	認定対象者の氏名	山口　扶養母

1．給与、賞与、賃金、報酬、アルバイト、手伝い収入など、雇用主から労働の対価として支払われる収入

ない・ある	給与月額 50,000 円	年額見込 60 万円	「労働条件等証明書」 ※勤務先が複数のときは、全勤務先分 ※所得証明書に退職した勤務先の収入が載っている場合は、退職日がわかる書類（源泉徴収票、退職証明等）が必要

2．年金収入

ない・ある・手続中・繰下中	①老齢年金	決定額 円	添付書類 ・最新の決定額がわかる書類（決定通知書または改定通知書）の写し ・決定額に変更がなく、改定通知等がない年度は、最新の送金通知の写し （注） ・決定額が０円の場合も、決定通知を提出のこと ・源泉徴収票は決定額がわからないため、確認書類として認めない
ない・ある・手続中・繰下中	②老齢厚生年金	決定額 円	
ない・ある・手続中・繰下中	③共済年金	決定額 円	
ない・ある・手続中	④遺族年金	決定額 578,000 円	
ない・ある・手続中	⑤障害年金	決定額 円	
ない・ある・手続中	⑥恩給、農業年金、その他公的年金	決定額 円	
ない・ある・手続中	⑦企業年金	決定額 円	

3．農業、事業、不動産、その他営利収入

ない・ある・廃業	⑧農業収入	収入額 22,120 円	（注）収入額は、直近の確定申告の総収入から共済組合の認める経費のみをひいた額。マイナスは０円とする。 添付書類・次の①②の写し（税務署の受付印があるもの。メール提出のときは税務署に提出した日付がわかるもの） ①確定申告書または市民税の申告書 ②収支内訳書または青色申告書等の経費がわかる書類 ・廃業の場合は、廃業届の写し
ない・ある・廃業	⑨事業収入	収入額 円	
ない・ある・廃業	⑩不動産収入	収入額 円	
ない・ある・廃業	⑪雑収入のうち、営利収入（謝礼、報酬、料金、売上等）	収入額 円	

4．利子、有価証券、株式等

ない・ある

ない・ある

5．雇用保険等

ない・ある

ない・ある

ない・ある

6．休業給付

ない・ある

ない・ある

7．公的年金、営利

ない・ある

ない・ある

8．その他の収入等

ない・ある

9．【確認事項】の

はい・いいえ

被扶養者の農業、事業、不動産、その他営利収入の額については、
直近の確定申告の総収入から、下記の共済組合の認める経費のみをひいた額とする。

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

【扶養認定上で必要と認められる経費１】
売上原価、給料・賃金、地代家賃、荷造運賃、水道光熱費、旅費交通費、
通信費、修繕費、消耗品費

【農業収入がある者が、経費１に加えて認められる経費
（必要と認められる経費２）】
雇人費、小作料・賃借料、種苗費、素畜費、肥料費、飼料費、農具費、
農薬衛生費、諸材料費、動力光熱費、作業用衣料費、荷造運賃手数料、
土地改良費、水利費、ライスセンター使用料

※給料・賃金について
　同居の親族に対する給料・賃金等は、必要経費として認められません。
　また、従業員一人につき 130 万円以上を支払っている場合は、被扶養者として認定できません。

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

　確定申告時に、その他の経費として申告した場合の金額は一切認められませんので、御注意ください。（例・認められる経費を雑費に含めたときや、認められる経費をさらに細かく分類した項目を作りその経費としたとき等）